

## 「お忘れなく 労働保険の年度更新手続は

### 6月1日（木）から7月10日（月）までに！」

労働保険（労災保険・雇用保険）の保険料は、事業主が年度当初に概算で申告・納付し、翌年度の当初に確定申告のうえ、精算することになっています。

令和5年度の申告・納付期間は、6月1日（木）から7月10日（月）までです。お早めに手続をお願いします。

※掲載いただけるスペースに応じて、以下のものを付け加えていただくようお願いします。

- ◇ 労災保険率については令和4年度から変更ありませんが、雇用保険料率は以下のとおり変更となります。また、令和4年度の雇用保険料率が年度途中で変更していることに伴い、令和4年度確定保険料の算定方法が、適用事業の種類により異なります。

詳しくは、各事業場に送付される年度更新資料、厚生労働省または秋田労働局のホームページをご覧ください。

事業の種類	令和4年度 (確定保険料の計算に使用)						令和5年度 (概算保険料の計算に使用)		
	適用期間 (R4. 4. 1~R4. 9. 30)			適用期間 (R4. 10. 1~R5. 3. 31)			適用期間 (R5. 4. 1~R6. 3. 31)		
	① 被保険者 負担率	② 事業主 負担率	①+② 保険率	① 被保険者 負担率	② 事業主 負担率	①+② 保険率	① 被保険者 負担率	② 事業主 負担率	①+② 保険率
一般の事業	3/1,000	6.5/1,000	9.5/1,000	5/1,000	8.5/1,000	13.5/1,000	6/1,000	9.5/1,000	15.5/1,000
農林水産 ※ 清酒製造の事業	4/1,000	7.5/1,000	11.5/1,000	6/1,000	9.5/1,000	15.5/1,000	7/1,000	10.5/1,000	17.5/1,000
建設の事業	4/1,000	8.5/1,000	12.5/1,000	6/1,000	10.5/1,000	16.5/1,000	7/1,000	11.5/1,000	18.5/1,000

※園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖の事業等は除かれ、一般の事業の率が適用されます。

- ◇ 労働保険料の納付は口座振替が便利です。口座振替を利用いただくと、納付期限にゆとりができます。口座振替の申込みは、所定の用紙を金融機関に届け出るだけです（申込み時期により口座振替納付開始時期が異なります。詳しくはお問い合わせください）。

納期	全期・第1期	第2期	第3期
口座振替を利用しない場合の納期限	令和5年7月10日	令和5年10月31日	令和6年1月31日
口座振替納付日	令和5年9月6日	令和5年11月14日	令和6年2月14日

- ◇ 電子申請により自宅や事務所からいつでも提出できます。年度更新手続をはじめ、労働保険・社会保険関係手続について、電子申請をご利用ください。
- ◇ 年度更新の詳細については、各事業場に送付される年度更新資料、厚生労働省または秋田労働局のホームページをご覧ください。

- ◇ お問い合わせ先

秋田労働局労働保険徴収室 Tel 018-883-4267

秋田労働基準監督署 Tel 018-801-0823

横手労働基準監督署 Tel 0182-32-3111

能代労働基準監督署 Tel 0185-52-6151

大曲労働基準監督署 Tel 0187-63-5151

大館労働基準監督署 Tel 0186-42-4033

本荘労働基準監督署 Tel 0184-22-4124